

(議案 1)

佐賀県地域公共交通活性化協議会副会長の選任について

佐賀県地域公共交通活性化協議会規約

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、佐賀県地域交流部長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、市町の委員の中から互選により決定する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、会長が欠けたとき又は会長が欠席したときは、その職務を代理する。

副会長の選任の考え方については、平成28年度第1回協議会(平成28年6月28日開催)において、次のとおり合意済み。

年度	市	年度	町
	佐賀市		吉野ヶ里町
H28-29	唐津市		基山町
H30-31	鳥栖市		上峰町
R2-R3	多久市		みやき町
R4-R5	伊万里市		玄海町
R6-R7	武雄市		有田町
↓	鹿島市		大町町
	小城市		江北町
	嬉野市		白石町
↓	神埼市		太良町

旧・佐賀県バス対策協議会において、唐津市長、上峰町長に市町を代表して委員になっていただいていたことから、平成28～29年度の副会長は唐津市から始まっているところ。
建制順に従って、令和8年度～令和9年度の副会長は鹿島市にお願いしたい。